



国総建整第54号  
平成21年5月29日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局  
建設市場整備課長



### 外国人の不法就労の防止について

標記については、「改正入管法の施行について」（平成2年5月24日建設省経労発第15号）、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）及び「外国人の不法就労の防止について」（平成4年6月10日建設省経労発第45号）において出入国管理及び難民認定法（入管法）を遵守するよう通達してきたところであるが、今年度も、政府全体として6月を「外国人労働者問題啓発月間」とし、関係省庁において、それぞれ、外国人問題に関する啓発・指導等を実施することとしたので、貴団体においても傘下会員に対して、外国人の不法就労の防止について徹底が図られ、さらに入管法違反に当たる外国人の雇用等が行われることのないよう、周知方願います。

なお、外国人研修生及び技能実習生については、不法就労外国人労働者とは異なり、適法に入国し、研修を受けているものであり、国際協力の一環として開発途上国等へ我が国の技術・技能を移転するため、積極的に受入れを推進することとしているので、引き続きご理解とご協力をお願いする。